

## 様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和6年5月10日

内閣総理大臣 岸田 文雄殿

経済産業大臣 齋藤 健 殿

住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地  
名 称 株式会社リンクス  
代表者の氏名 代表取締役 野田 貴

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

### 記

#### 1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

##### ア SMAPSのサービス概要

当社は、SMAPS (Short Message Accelerate Platform Service) というSMSを利用して確実に目的の顧客の携帯電話やタブレット端末（SMS対応しているものに限る。以下、これらを総称して「携帯電話等」という。）へメッセージを届け、メッセージに記載したショートURLから重要な情報に誘導することができるクラウドサービスを提供している。

SMAPSは、通知人が被通知人の携帯電話等に対しSMSによりショートURLを送信し、被通知人がショートURLのリンク先にアクセスすることでメッセージ内容や添付ファイル等を確認することが出来るサービスである。

ショートURLのリンク先にアクセスした被通知人は、本人認証画面で必要情報を入力し本人認証を行うことにより、リンク先のweb画面（以下「インフォメーション画面」という。）を閲覧することができる。インフォメーション画面では、(i)通知人からのメッセージ、(ii)PDF添付ファイル、(iii)通知人の設定するアンケート（質問・回答・回答送信）等を主に表示可能である。

##### イ 今回提供しようとするサービス

このたび当社は、貸金業法24条2項が準用する同法17条1項乃至5項に定められる貸付債権の債権譲渡等に際し交付すべき書面（以下「譲渡時交付書面」という。）に記載すべき事項（以下「書面記載事項」という。）を、SMS及びショートURLを利用してPDFにより提供するサービス（以下「新サービス」という。）を新規事業として検討している。従来の貸付債権の債権譲渡等でも、電磁的方法により書面記載事項の提供を行うことに係る債務者の承諾（以下「本承諾」という。）を得ることにより、書面の交付に代えて電磁的方法を選択することは可能であるが、次に述べる2つの課題があるために、実務上は電磁的方法を用いず、普通郵便または内容証明郵便により譲渡時交付書面の交付をすませる場合が多い。その課題とは、(i)本承諾の有無を債権譲渡人が一元的に管理する体制を有していない場合が

多く、債権譲受人において本承諾が取得されていることを確認することは実務上困難かつ煩雑であること、(ii)本承諾の取得と書面記載事項の電磁的方法による提供で手順を2回実施することは事務的に煩雑であることである。

当社の新サービスを利用することで、本承諾を取得し確認することが容易となり、かつ、本承諾の取得と書面記載事項の電磁的方法による提供を1回の手順で実施することが可能となり、上記の実務上の課題点を一挙に解決できることから、当社の新サービスは既存の電磁的方法と比べて優位性を有している。更に、当社の新サービスは郵便と比べて費用面、簡便性、迅速性、送達状況の管理の容易性等で優れることから、従来の普通郵便等による譲渡時交付書面の交付と比べても優位性を有している。これらの優位性により、従来の普通郵便等による譲渡時交付書面の交付に代えて、当社の新サービスを利用した電磁的方法により書面記載事項を提供することが進むと想定される。

また、新サービスを通して、現在は社会生活において書面で行われている連絡等を新サービスに利用されるSMSで代替することを目指す。これにより、利用企業の経費削減、効率化、人材不足解消、顧客満足度向上等の業務改善を促し、社会全体の一層のペーパーレス化、デジタル化を推し進める。

## 2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当する。

従来は、譲渡時交付書面を普通郵便等を用いた郵送により交付することが業界慣習となっているが、債権譲受人からは、電磁的方法を用いてより安価、簡便、迅速、確実に書面記載事項の提供を行うニーズがある。新サービスをリリースすることにより、従来は普通郵便等を用いて譲渡時交付書面の交付を行っていた債権譲受人が、新サービスを利用した電磁的方法による書面記載事項の提供への切り替えを行うことが想定され、新たな顧客層の開拓による売上の増大が見込まれる。

[需要獲得見込み]

- ① 貸付債権譲渡の年間取扱件数：1268万件
- ② サービス料単価：1通あたり100円
- ③ 年間売上市場規模：12億6800万円 (③=①×②)

## 3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

### (1) 事業実施主体

サービス提供事業者：当社

サービス利用者：貸金業者から債権譲渡を受けた債権譲受人

### (2) 事業概要

<事業の流れ>

以下では、債権譲渡時に債権譲受人が債務者に対して交付する書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場面（貸金業法24条2項により準用される同法17条1項第1文及び7項）を想定して記載する。貸金業法24条2項により準用される同法17条2項乃至5項及び7項に基づき交付する書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合においても、以下に準じて行うことが想定される。

ア SMAPSを利用したSMSによる情報提供の方法の概要

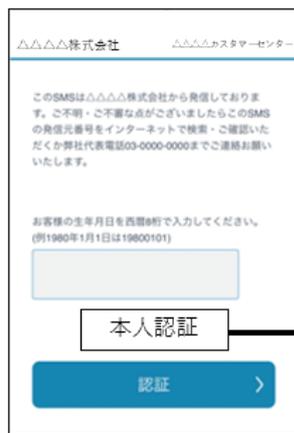
- ① 債権譲受人は、事前にSMAPSの利用登録を行い、債権譲受人がSMAPSを利用するためのID及びパスワードを取得して固有のアカウントを作成する。
- ② 債権譲受人は、当社のサーバーに、書面記載事項を記載したPDFをアップロードし、インフォメーション画面の表示情報を設定し、自動生成されるショートURLを受け取る（ショートURLはアップロードされたデータとリンクして個別生成され、同じURLは生成しない仕組み）。

本承諾の依頼は、新サービスのアンケート機能を利用して行う。具体的には、電磁的方法により書面記載事項を提供することに関し、ショートURLのリンク先のインフォメーション画面上に「同意する」及び「同意しない」のチェックボックス（以下「同意チェックボックス」という。）を設け、債務者が当該画面上でいずれかを選択し回答送信することにより簡易に回答できる方法を用いる。

なお、上記の他に通知したい情報（債権譲渡が行われた旨や債権の特定のための情報などが想定される）があれば、インフォメーション画面のメッセージに表示可能である。



操作手順  
説明



③ 債権譲受人は、債務者に対して、前記②で生成されたショートURLを記載したSMSを送信する。

このとき、通信キャリアに、SMS送信(依頼)日時が記録され、当該記録は、通信キャリアを通じて当社のサーバーにも自動的に保管される。債権譲受人は

いつでも新サービス上で当該記録を確認できる。

- ④ 債務者は、SMSを受け取る。

このとき、通信キャリアに、SMS送信（結果）日時が記録され、当該記録は、通信キャリアを通じて当社のサーバーにも自動的に保管される。債権譲受人はいつでも新サービス上で当該記録を確認できる。

- ⑤ 債務者は、ショートURLのリンク先にアクセスし、本人認証を行い、インフォメーション画面において本承諾の依頼及びアンケート内容を閲覧する。

債務者のショートURLアクセス日時は、当社のサーバーに記録が保管される。債権譲受人はいつでも新サービス上で当該記録を確認できる。

- ⑥ 債務者は、本承諾をする場合、前記⑤のアンケートについて「同意する」にチェックした上、回答送信ボタンをクリックすることにより、本承諾を行う。回答送信ボタンをクリックすると、債務者は回答結果画面（以下「回答結果画面」という。）に遷移する。

債務者の回答結果は、当社のサーバーに記録される。債権譲受人は当該記録をいつでも新サービス上で確認することができる。

また、債務者は、自己の回答結果（「同意する」にチェックした場合であれば、書面記載事項につき電磁的方法により提供を受けることに承諾したこととなること）をいつでもインフォメーション画面上で確認することができる。債権譲受人は、回答結果画面において、債務者に対し自己の回答結果を確認するよう促す。加えて、債務者が、回答結果画面から、当該確認を行うことのできるインフォメーション画面にワンクリックで遷移できるリンクを設ける。

なお、債務者が本承諾をする場合でも、債権譲受人は、SMSを送信した日から3か月間は、貸金業法施行規則1条の2の2第2項3号に従い、債務者の請求があれば書面記載事項を記載した書面を債務者に交付する。

- ⑦ 債務者は、インフォメーション画面の記載に従い書面記載事項の記載されたPDFをダウンロードし閲覧する。なお、債務者は前記⑤の時点（前記⑥のアンケート回答前）であっても、インフォメーション画面より当該PDFをダウンロードし閲覧することは可能である。債務者がダウンロードを行ったか否かは、SMAPSを通じて、債権譲受人側で随時確認することが可能である。なお、PDFは、債務者がインフォメーション画面のPDFリンクをクリックすると強制ダウンロードされる仕様であるため、「債務者が閲覧した」が「債務者の電子計算機に記録されていない」ことは想定されていない。

なお、強制ダウンロード後、債務者が使用する端末の機種によっては、想定しない端末操作を債務者が行った結果、保存先として端末の一時ファイル保存フォルダに保存されてしまう可能性がある。これについて、当社は各債権譲受人に対し、あらかじめ、インフォメーション画面においてダウンロード後の端末の正しい操作方法の記載や、再ダウンロードが可能な旨を周知することを求めることとしている。

なお、当該SMSによる情報提供は、(a)書面記載事項の記載されたPDFを当社のサーバーにアップロードし、SMSを受信した債務者がショートURLのリンク先にアクセスして当該PDFをダウンロードして閲覧するものであり、(b)債務者は当該PDFのデータ内容を出力して書面を作成することができ、(c)債権譲受人はSMSを送信した日から3か月間は債務者の請求があれば書面交付に応じるものであるから、貸金業法施行規則1条の2の2第1項2号イ(2)並びに2項2号及び3号に定める方法に従ったものである。



同意後画面から前画面へ戻る。



sample



同意内容表示

sample

△△△株式会社 △△△カスタマーセンター

**債権譲渡のご通知兼貸金業法24条に基づくご通知及びご承諾のお願い**

株式会社XXXXX  
△△△株式会社

拝啓、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
さて、株式会社XXXXX（以下「譲渡人」といいます。）は、お客様（以下「債主」と記載させて頂く場合がございます。）に対する下記「譲渡対象債権明細」記載の債権（以下「譲渡対象債権」といいます。）を有しておりますが、今後、下記「譲渡対象債権明細」記載の日において、△△△株式会社（以下「譲受人」といいます。）に対して債権譲渡を行います。

# sample

下記の債権に関しまして、本通知により次のお通りご通知申し上げますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

(1) 民法第467条に基づき、本書により債主に通知いたします。

(2) 貸金業法第24条第2項に基づき、本書により債主に通知いたします。

上記(2)の貸金業法第24条第2項に基づくご通知は、譲渡対象債権に関する貸付契約の内容、貸付契約を締結した貸金業者の名称・住所及び契約年月日、債権の譲渡年月日、譲渡債権額などをお知らせするもので、このご通知を書面の郵送に代えてPDFにより電子形式で提供することにご同意いただける場合は、以下「同意する」にチェックし回答をご送信いただけます。「こちらをクリック」からPDFファイルをダウンロードし、ご確認いただきますようお願い申し上げます。  
なお、画面下部のご説明も併せてご参照ください。

譲渡対象債権明細	
貸付日	XXXX年X月X日
貸付金額	XXXXXXXX円
貸付利率	XXXXXXXX%

債権譲渡のご通知兼貸金業法24条に基づくご通知ダウンロード	<a href="#">こちらをクリック</a>
ファイルパスワード	12345678

●上記から債権譲渡のご通知兼貸金業法24条に基づくご通知ファイルを表示、ダウンロードしていただけます。

●ダウンロードの有効期限は〇月〇日までです。それを過ぎますとダウンロードできなくなりますので、期限内までにダウンロードしてください。

以下の質問にご回答ください。（最後に必ず「回答を送信」を押してください。）

債権譲渡のご通知兼貸金業法24条に基づくご通知を電子文書にてお送りすることにご同意していただけますか。ご同意後は、必ず「こちらをクリック」からご通知をダウンロードください。

同意する

同意しない

[回答を送信](#) >

こちらをクリックでPDFが端末にダウンロードされる。ファイル暗号・パスワードを設定。

PDF文書を強制的に端末のファイルフォルダにダウンロード。ダウンロード後にファイルを開いて表示。



PDF文書表示

債権譲渡のご通知兼貸金業法24条に基づくご通知

株式会社XXXXX  
△△△株式会社

# sample

譲渡された債権 ●●●●●●●●

債権譲渡人 ●●●●●●●●

債権譲受人 ●●●●●●●●

譲渡年月日 ●●●●●●●●

イ 本承諾の取得に関する詳細

① 債権譲受人は、債務者に対して、本承諾の依頼と同時に、書面記載事項を電磁的方法により提供する。すなわち、債権譲受人が債務者に対して送付するSMSに記載されたショートURLのリンク先のインフォメーション画面には、本承諾を依頼する旨の文章及び同意チェックボックスが記載され、併せて書面記載事項が記載されたPDFが添付される。

なお、本承諾を依頼する旨の文章には、用いる電磁的方法の種類及び内容（書面記載事項をPDFに記載した上、債務者がインフォメーション画面から当該PDFをダウンロードして閲覧できること）の説明が含まれる（貸金業法施行令3条の4第1項、同法施行規則1条の4）。また、債務者は、本承諾をした後であっても、事後にかかる承諾を撤回する権利がある旨の説明を行う（同法施行令3条の4第2項）。

② (a) 債務者から、インフォメーション画面上で、同意チェックボックスのうち「同意する」にチェックして回答送信がされた場合には、本承諾があったものとみなす。この場合、債権譲受人が債務者に対し、既に（本承諾の依頼と同時に）インフォメーション画面において書面記載事項の記載されたPDFを提供し、当該PDFが債務者によってダウンロードされることをもって、貸金業法施行規則第1条の2の2第1項第2号イ(2)に規定する「当該情報を記録する方法」とし、貸金業法24条2項により準用される同法17条7項本文の規定に基づく電磁的方法による書面記載事項が提供され、書面の交付があったものとみなす。

(b) 一定期間内に、債務者の承諾がない場合又は債務者が承諾したが、債務者がPDFをダウンロードしなかったことが、SMAPSを通じ債権譲受人により確認された場合は、普通郵便等により譲渡時交付書面の交付を実施する。なお、「一定期間」とは、SMAPS送付時から1週間程度を想定しており、債権譲受時から見ても2週間程度であり、「遅滞なく」（貸金業法24条2項により準用される同法17条1項柱書）といえる期間内である。

<事業のフロー図>

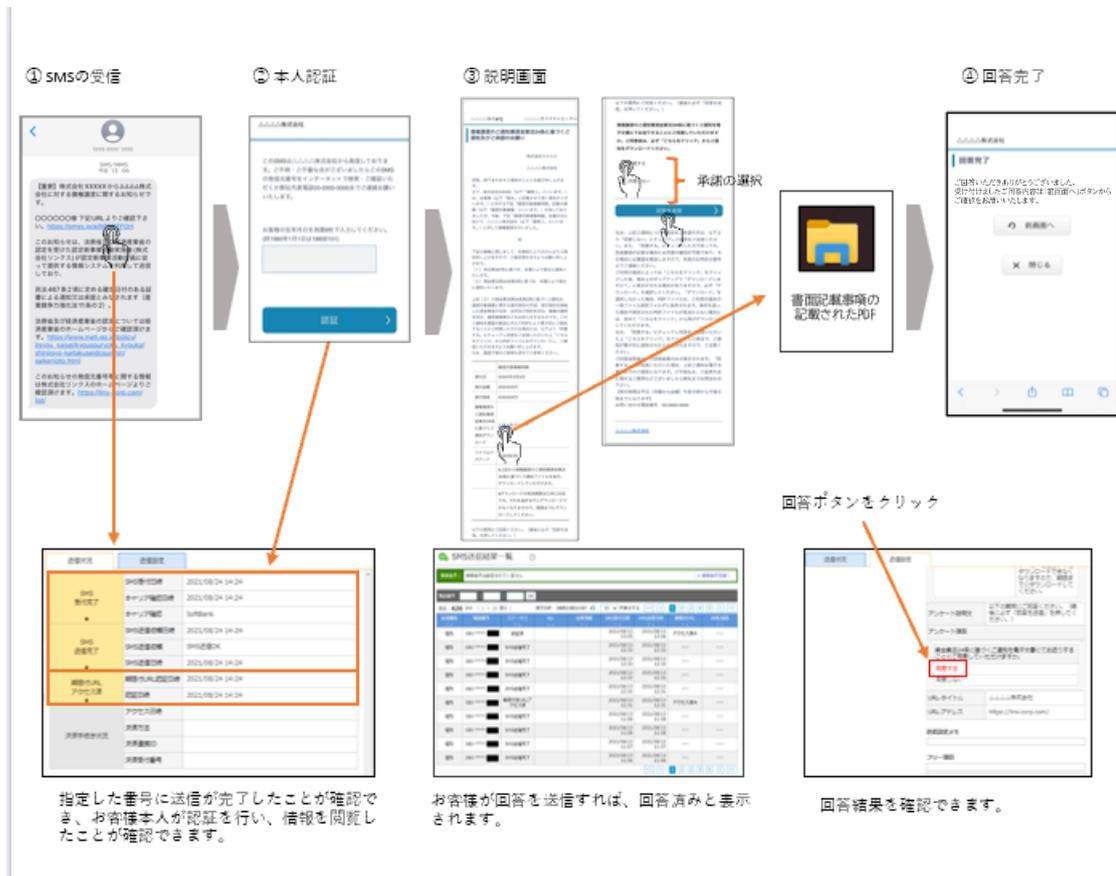


③ 債務者が同意チェックボックスのうち「同意する」にチェックして回答送信をした場合、債務者の端末に回答完了画面が表示される。債権譲受人は、(i)回答完了画面において、債務者に対し、自己の回答結果を確認するよう促す文章を表示するとともに、(ii)回答完了画面からインフォメーション画面にワンクリックで遷移できるリンクを表示した上、(iii)インフォメーション画面上に本承諾の依頼内容及び債務者の回答結果を表示する。

債務者は、回答完了画面から画面の表示に従いインフォメーション画面に遷移することにより、自己の回答結果を確認することが可能である。また、債務者の理解を容易とするため、回答送信後は回答結果のみが表示される旨及び「同意する」と回答した場合は書面記載事項が電磁的方法のみにより提供される旨を表示する。

債権譲受人は、以上に従い回答完了画面及びインフォメーション画面に表示することにより、債務者に対し、書面記載事項が電磁的方法により提供されることにつき債務者が承諾したこと（債務者が「同意する」にチェックして回答送信がされた場合）を通知する（貸金業法施行規則1条の2の2第2項1号）。

<SMAPSの操作画面（上段：債務者操作画面 下段：債権譲受人操作画面）>



ウ 本承諾を依頼する旨の文章において、用いる電磁的方法の種類及び内容の説明が盛り込まれることを担保する方法

当社は、次のとおり、①新サービスを利用する債権譲受人に対して「電磁的方法の種類及び内容」を説明文に盛り込んだサンプル文を提供し、当該サンプル文に従って債務者への説明文を作成することを要請するとともに、②各債権譲受人において「電磁的方法の種類及び内容」の記載を怠るなど貸金業法の違反が判明した場合には直ちに新サービスの利用停止措置を講じることにより、各債権譲受人が「電磁的方法の種類及び内容」を債務者への説明文に盛り込み貸金業法を遵

守することを担保する。

① 新サービスを利用する債権譲受人に対して説明文のサンプル文を提供する

当社は、各債権譲受人に対し、「電磁的方法の種類及び内容」を債務者への説明文に盛り込んだ例として、本照会書の別紙に表示したサンプル文を提供し、当該サンプル文に従ってインフォメーション画面の説明文を作成することを要請する。

加えて、当該サンプル文とともに、「電磁的方法の種類及び内容」は債務者への説明文において必ず記載する必要があることについて、補足説明を記載した資料を提供する。補足説明の具体的内容としては、貸金業法施行令3条の4第1項及び同法施行規則1条の4に従いあらかじめ債務者に対して「電磁的方法の種類及び内容」を示すことが必要であり、具体的記載として新サービスにおいては「書面記載事項をPDFに記載した上、債務者がインフォメーション画面から当該PDFをダウンロードして閲覧できること」を表示する必要がある旨を記載する。

このように、当社が提供するサンプル文に従ってインフォメーション画面の説明文を作成することを要請することにより、各債権譲受人において、貸金業法に従い「電磁的方法の種類及び内容」の債務者への説明が必要であること及び具体的な記載事項を十分に認識し、必要な説明が盛り込まれると想定される。

② 違反した債権譲受人の新サービスの利用を停止する

前記①の措置にもかかわらず、仮に債権譲受人が「電磁的方法の種類及び内容」の説明を記載しないなど、貸金業法に違反して債務者への通知を行っていることが判明した場合には、当社は、直ちに当該債権譲受人による新サービスの利用を停止する措置を講じる。これにより、当該債権譲受人による貸金業法に違反した通知の送付の再発を防止する。

また、貸金業法の違反が判明した場合には、直ちに当該利用停止措置を講じることを前記①の資料等に記載することにより、かかる違反に対して当社が厳正に対処することを各債権譲受人にあらかじめ周知する。

このように各債権譲受人が貸金業法に違反した場合には厳正に対処することとし、その旨を事前に周知することにより、各債権譲受人による違反の防止を担保する。

(3) 新事業活動を実施する場所

全国（SMSにより債務者への連絡が可能な場合を対象に広く実施する。）

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

2024年6月	サービス発表
2024年7月	サービス開始

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

貸金業法

(定義)

第二条

11 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報

処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。

- 1 2 この法律において「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。

(債権譲渡等の規制)

#### 第二十四条

- 2 第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十三条まで、第二十四条の六の十並びに前項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条（第六項を除く。）の規定を除く。）は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について準用する。この場合において、第二十四条の六の十第一項から第四項までの規定中「内閣総理大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第一項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。）を有するもの」と、同条第二項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該債権」と、同条第三項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）」と、同条第四項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該債権」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(契約締結時の書面の交付)

- 第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。）を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

- 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 契約年月日
- 三 貸付けの金額
- 四 貸付けの利率
- 五 返済の方式
- 六 返済期間及び返済回数
- 七 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

- 2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該相手方の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。

- 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 契約年月日
- 三 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額）

四 貸付けの利率

五 返済の方式

六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

- 3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第三項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。
- 4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。
- 5 貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該保証人の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。
- 7 貸金業者は、第一項から第五項までの規定による書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項前段若しくは第四項前段の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行つたものとみなす。

#### 貸金業法施行令

（契約締結時の書面に係る情報通信の技術を利用する方法）

- 第三条の四 貸金業者は、法第十七条第七項の規定により同条第一項から第六項までに規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方に対し、法第十七条第一項から第六項までに規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
  - 3 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十七条第七項の規定を準用する場合について準用する。

（債権を譲り受けた者について準用する法の規定の読替え）

第三条の六 法第二十四条第二項の規定において貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第十七条 第一項	貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。）を締結した	貸金業者の貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。以下この項及び第四項において同じ。）に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権を譲り受けた
	事項に	事項（極度方式貸付けに係る契約に基づく債権にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）に
	その契約	当該債権
	その相手方	当該債権の債務者

第十七条 第二項	貸金業者は、極度方式基本契約を締結した	貸金業者の極度方式貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権を譲り受けた
	事項に	事項（第二号及び第三号に掲げるものを除く。）に
	その極度方式基本契約	当該債権に係る極度方式基本契約
	その相手方	当該債権の債務者
	当該相手方	当該債権の債務者

第十七条 第三項	貸金業者は、貸付けに係る契約について	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権について保証契約が締結されているとき、又は新たに
-------------	--------------------	--

第十七条 第四項	貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るもの	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権について保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約
	事項に	事項（極度方式貸付けに係る契約に基づく債権にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）に
	これらの貸付けに係る契約	当該債権

第十七条 第五項	貸金業者は、極度方式保証契約を締結した	貸金業者の極度方式貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、
-------------	---------------------	----------------------------------

		当該債権について極度方式保証契約が締結されている
	事項に	事項（同項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）に

第十七条 第七項	貸金業者は、第一項	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、第一項
	書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項前段若しくは第四項前段の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付	書面の交付
	当該	当該債権に係る
	前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき	第一項から第五項までに規定する
	、貸金業者	、当該債権を譲り受けた者

#### 貸金業法施行規則

##### （電磁的記録）

第一条の二 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第二条第十一項に規定する内閣府令で定めるものは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとする。

##### （電磁的方法）

第一条の二の二 法第二条第十二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 電磁的方法による提供を受ける旨の承諾若しくは受けない旨の申出をする場合、法第四十一条の三十六第一項若しくは第二項に規定する同意を得る場合又は第三十条の十五第一項若しくは第二項に規定する同意を得る場合
  - 次に掲げる方法
    - イ 承諾若しくは申出を受ける者又は同意を得る者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法
    - ロ 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法
- 二 前号に掲げる場合以外の場合
  - 次に掲げる方法
    - イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
      - （１）送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
      - （２）送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

- ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に定める方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 前項第一号に定める方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合に限る。）にあつては、承諾又は申出を受ける者が承諾又は申出をする者に対し、電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出の内容を書面その他の適切な方法により通知するものであること。
- 二 前項第二号に定める方法にあつては、受信者がファイルへの記録を出力すること（当該記録を他の電子計算機に送信することその他の方法を用いて出力することを含む。）により書面を作成できるものであること。
- 三 前項第二号イに掲げる方法のうち受信者の電子計算機として携帯電話又はPHSを用いるものにあつては、送信した日又は閲覧に供した日から三月間、受信者の請求により、送信者が電磁的方法により提供した事項に係る書面の交付を行うものであること。
- 3 第一項第二号イの「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（貸金業法施行令に係る電磁的方法）

第一条の四 令第三条の二の五から第三条の五までの規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第一条の二の二第一項第二号に定める方法のうち貸金業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

貸金業法パブリックコメント（参考）

<https://www.fsa.go.jp/news/19/kinyu/20071102-1/00-1.pdf>

(4) 書面交付		
① 事前書面・契約締結時に交付する書面		
91	郵送による融資申込みの場合、融資金支払い時を貸付けに係る契約締結時と解釈し、融資実行後、2～3日以内に法第17条にて要求される事項を記載した書面を資金需要者に対して記録郵便にて送付することをもって、法第17条に定める「遅滞なく」書面を交付する義務を果たしているものと解してよいか。	法第17条第1項及び第2項に規定する「遅滞なく」の要件を満たすか否かについては、個別事例ごとに実態に即して判断されるものと考えられます。
⑤ 電磁的方法		
203	規則第1条の2第2項第1号における「承諾・・・の内容を書面その他の適切な方法により通知するもの」について、同条第1項第1号イにおいて貸金業者の電子計算機に記録を残したものは、承諾の結果を書面（自動契約機・ATMによる交付）又は電子メールで資金需要者等に通知すれば足りるものと解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
205	「電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出の内容を書面その他の適切な方法により通知する	ホームページの閲覧方式による場合には、単に資金需要者等がホームページを閲覧できる状態にただけでは足り

<p>ものであること」(規則第1条の2第2項第1号)とあるが、資金需要者等が電子情報処理組織を使用し、ホームページ等に常時閲覧できる状態にした場合に通知したことになるか。</p>	<p>ず、資金需要者等がホームページを閲覧し資金需要者等の電子計算機に記録されたときに通知されたことになるものと考えられます。</p>
---	---

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

次の各事項について、確認したい。

- ア 債権譲受人が新サービスを利用して行う、債務者から書面記載事項を電磁的方法により提供を受けることの承諾を得る方法が、貸金業法施行規則1条の2の2第1項1号イに規定する「承諾…を受ける者…の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する」との要件を満たすものであること。
- イ 債権譲受人が新サービスを利用して行う、債務者に対する本承諾を得た旨の内容の通知方法が、貸金業法施行規則1条の2の2第2項1号に規定する「適切な方法により通知」との要件を満たすものであること。
- ウ 債権譲受人が新サービスを利用して行う、債務者に対する書面記載事項の提供方法が、貸金業法24条2項が準用する同法17条7項に規定する電磁的方法の要件を満たすものであり、本承諾の取得前から書面記載事項が記載されたPDFの提供が開始されていることは貸金業法施行令3条の4第1項に規定する「あらかじめ、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない」との要件に違反するものではないこと。また、新サービスを利用する場合における債権譲受人による書面の交付方法が、貸金業法24条2項が準用する同法17条1項乃至5項に規定する「遅滞なく」所定の書面を所定の者に交付しなければならないとの要件を満たすものであること。
- エ 本照会書におけるサンプル文の記載内容(書面記載事項の内容を除く。)が貸金業法24条2項により準用される同法17条7項、同法施行規則1条の2の2第2項1号及び3号及び1条の4、並びに同法施行令3条の4第1項及び3項に規定する要件を満たすものであること。

<当社の考え>

(1) 貸金業法の規定

貸金業法24条2項が準用する同法17条1項(同法施行令3条の6による読替え後の条文)において、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権を譲り受けたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、同条各号に掲げる事項について当該債権の内容を明らかにする書面を当該債権の債務者に交付しなければならないとされている。また、同法24条2項が準用する同法17条2項乃至5項(同法施行令3条の6による読替え後の条文)において、貸金業者の極度方式貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた場合(同条2項)、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた場合で当該債権について保証契約が締結されている場合(同条3項及び4項)、貸金業者の極度方式貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた場合で当該債権について極度方式保証契約が締結されている場合(同条5項)に、これらの債権を譲り受けた者は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、所定の書面を所定の者に交付しなければならないとされている。

これらに関しては、同法24条2項が準用する同法17条7項(同法施行令3条の6による読替え後の条文)において、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、同法17条第1項から第5項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該債権に係る貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、第1項から第5項までに規定する事項を電磁的方法により提供することができることとされている。この場合にお

いて、当該債権を譲り受けた者は、これらの書面の交付を行ったものとみなされる。

#### (2) 確認事項アについて

新サービスにおいては、本承諾の取得は、債務者がインフォメーション画面上で「同意する」にチェックして回答送信を行い、当該回答結果が当社のサーバーに記録される方法により行われる。すなわち、債務者による本承諾の意思表示が債権譲受人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに直接記録されるものではない。

もっとも、当該回答結果は、債権譲受人が新サービスに開設した自己のアカウントから確認することが可能であり、反対に債権譲受人以外の者が確認することはできない（なお、債務者が自らの回答結果を確認できることは後記（3）のとおりである。）。また、新サービスの利用約款において、新サービスにおけるユーザーの利用情報については、当該ユーザーが所有権、利用権その他の権利（以下「所有権等」という。）を有することを定めており、当該回答結果の記録が債権譲受人の所有権等に帰属することを明らかにしている。したがって、当該回答結果の記録は、債権譲受人が原則として排他的に使用できるものである。

以上のとおり、物理的には当該回答結果が当社のサーバーに記録されるものであっても、(i)当該記録は回答送信を行う債務者の意思のみに基づき記録が行われ、当社の意思が介在する余地のないものであって、(ii)当該回答結果の記録は専ら債権譲受人のみが確認でき、(iii)当該回答結果の記録は債権譲受人の所有権等に帰属することに鑑みれば、実質的に見て当該回答結果は債権譲受人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものと評価することができる。よって、かかる本承諾の意思表示の取得方法は、貸金業法施行規則第1条の2の2第1項1号イに規定する「承諾…を受ける者…の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録」する方法に該当するものといえる。

なお、当該取得方法では、債権譲受人の自ら使用する電子計算機の管理状況や破損等にかかわらず、当該記録が当社のサーバーに継続して保管されることから、当該記録がなされた後の当該記録の保管という点からも、当該取得方法を認めることには利点があると考えられる。

#### (3) 確認事項イについて

本承諾を取得した債権譲受人は、債務者に対し、電磁的方法による提供を受ける旨の承諾の内容を適切な方法により通知することが求められる（貸金業法施行規則1条の2の2第2項1号）。かかる通知が求められる趣旨は、債務者において当該承諾をしたという認識が必ずしも十分でないことも考えられることから、その承諾の内容を債務者にしっかり認識させることにより債務者の保護を図る点にある。

債務者が本承諾を行った場合、債権譲受人から債務者に対する本承諾の内容の通知は、新サービスを通じて行われる。具体的な方法は、本照会書3（2）イ③に記載のとおりである。

新サービスを通じた当該通知の方法においては、債権譲受人は、債務者が本承諾の回答送信をした直後に債務者の端末に表示される回答完了画面において、債務者の回答結果を確認するよう促す文章及び当該確認をすることのできるインフォメーション画面へのリンクを表示するものであるから、債務者はこれらの表示を容易に認識することが可能である。債務者は当該表示に従いインフォメーション画面にワンクリックで遷移し、インフォメーション画面を閲覧することにより、自己が書面記載事項につき電磁的方法による提供を受けることにつき承諾を行ったことを、容易に確認し認識することが可能である。なお、債権譲渡に関する情報がインフォメーション画面に一元的に表示されることは、債務者における情報管理及び後日の確認の容易性という観点からも、債務者保護に資するものである。

したがって、債権譲受人が、新サービスを通じて本照会書3（2）イ③に記載のとおり回答完了画面及びインフォメーション画面に表示することにより、債務者に対して、電磁的方法による提供を受ける旨の承諾の内容を通知する方法は、貸金業法施行規則1条の2の2第2項1号に規定する「電磁的方法による提供を受ける旨の承諾…の申出の内容を…適切な方法により通知する」方法に該当するものといえる。

#### (4) 確認事項ウについて

貸金業法24条2項で準用する同法17条の趣旨は、債権譲渡により債務者等の関知しないところで債権者の変更が行われ、請求時に突然、その事実が債務者等に示されるということでは債務者等の保護に十分ではないと考えられるため、債権の移転時に債務者等も直ちにその事実を了知できるよう、譲受人に債務者等への通知を義務づけているものである。

このため、新サービスによる書面記載事項を記載したPDFの提供が、債務者にとって不意打ちとならないか、債務者等の認識可能性が問題となると考えられるところ、新サービスは、①携帯電話等という債務者等にとって、身近なデバイスに到達すること、②携帯電話番号の変更率は、住所を移転する確率よりも遙かに低いこと、③通知を紛失したり、通知記録が劣化したりする可能性が低いことから、譲渡時交付書面を郵送等する場合と比較しても債務者等の認識可能性が高い。そのため、債務者等の保護という法の趣旨に反することはない。

次に、新サービスにおいては、本承諾を得る前に、書面記載事項が記載されたPDFの提供が開始され、債務者の閲覧に供される。そのため、債務者が本承諾をする前に書面記載事項が記載されたPDFをダウンロードし確認した後で、本承諾が行われる（本承諾後に債務者が当該PDFを再ダウンロードはしない）場合があり得る。この場合においても、債務者が当該PDFをダウンロードし、債務者の端末に当該PDFがダウンロード（記録）され、かつ、債務者が本承諾をしない限り、貸金業法24条2項が準用する同法17条7項に規定する電磁的方法による書面記載事項の提供が行われたとはみなされないものの、債務者が当該PDFをダウンロードし、かつ、本承諾をしたことをSMAPSを通じて債権譲受人が確認できた場合には、貸金業法施行規則1条の2の2第1項2号イ(2)に規定する「当該情報を記録する方法」に該当し、貸金業法24条2項により準用される同法17条7項に従い電磁的方法により書面記載事項が提供され、同項に基づき書面の交付が行われたものとみなすことができる。

貸金業法施行令3条の4第1項では、「あらかじめ、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。」とされており、電磁的方法による書面記載事項の提供が債務者の本承諾に先立って開始され、本承諾に先んじて債務者が書面記載事項の記録されたPDFをダウンロードし得るという新サービスのスキームが許されるかが問題となる。しかし、「あらかじめ」は、「電磁的方法の種類及び内容を示」すことが、「書面又は電磁的方法による承諾」に先んじることを意味しており、本承諾に先立って、「電磁的方法の種類及び内容を示」されていけばよいと考えられる。新サービスにおいては、電磁的方法の種類及び内容を、本承諾の依頼とともに示すこととしているため、貸金業法施行令3条の4第1項に違反するところはない。

なお、債権譲受人は、SMAPS送付時から1週間程度内に、債務者の承諾がない場合又は債務者が承諾したが、債務者がPDFをダウンロードしなかったことが、SMAPSを通じて確認された場合は、普通郵便等により譲渡時交付書面の交付を実施する。この場合においても、債権譲受人は、債権譲受時から見ても2週間程度内に譲渡時交付書面を交付するものであるから、貸金業法24条2項により準用される同法17条1項乃至5項に規定する「遅滞なく」交付するとの要件を満たすものである。

#### (5) 確認事項エについて

本照会書における本承諾の依頼及びアンケート内容並びに回答結果画面の表示内容は、本照会書3(2)に表示したサンプル文のとおりである。当該サンプル文の記載（書面記載事項の内容を除く。）は、貸金業法24条2項により準用される同法17条7項、同法施行規則1条の2の2第2項1号及び3号及び1条の4、並びに同法施行令3条の4第1項及び3項に規定する要件を満たすものである。

(6) したがって、債権譲受人が新サービスを利用して行う本承諾の取得方法及び本承諾を得た旨の内容の通知方法及び書面記載事項の提供方法が、貸金業法24条2項が準用する同法17条7項に規定する電磁的方法の要件を満たすものであると考えられるほか、当社の行う新サービスによる書面の交付方法が、貸金業法24条2項が準用する同法17条1項乃至

5項に規定する遅滞なく、所定の書面を所定の者に交付しなければならないとの要件を満たすものと考えられる。

## 7. その他

新サービスで用いるSMAPSという技術は、2022年4月27日付けで認定された産業競争力強化法第11条の2に定める債権譲渡の通知等に関する特例の適用を受ける「SMS（ショートメッセージサービス）を活用した債権譲渡の通知等のサービス」に関する新事業活動計画で用いられている。

## 別紙

当社が各債権譲受人に提供するサンプル文は本別紙末尾のとおりである。  
また、当該サンプル中、①各債権譲受人が任意に記載可能な個所、及び②新サービスのシステム上記載内容が共通となる（当社が様式を定めており各債権譲受人からは変更できない）個所の区別の説明は、以下のとおりである。  
なお、本別紙末尾のサンプル文では、参考のため、上記①は緑色、上記②は黄色の色分け表示を行った（新サービスにおいて実際に使用される画面においては、これらの色分けは表示されない）。

### (1) SMS メッセージについて

- 第1文  
当社が定型文を定め（黄色部分）、「株式会社 XXXXXXX」と「△△△△株式会社」は、固有名詞であるため、各債権譲受人が個別に設定する（緑色部分）。  
各債権譲受人が個別に設定した当該各固有名詞が、当社の定型文とシステム上で組み合わせられることにより、システム上で第1文が作成される。
- 第2文  
各債権譲受人が個別に作成し、各債権譲受人が変更可能である。但し、各債権譲受人は、「○○○○○○様」として宛先（債務者）の氏名・名称を記載することが新サービスの利用規約により義務付けられる。
- 第4文から第8文まで（「このお知らせは」から「<http://linx-corp.com/list/>」まで）  
当社が定めた定型文がそのままシステム上で挿入される。各債権譲受人が文言を変更することはできない。

### (2) 本人認証画面について

- 最下部の「認証」ボタン  
当社がシステム上で共通して設定する。各債権譲受人が変更することはできない。
- その他の文言  
各債権譲受人が個別に文言を作成し、各債権譲受人が変更可能である。

### (3) インフォメーション画面について

- 下部の「回答を送信」ボタン  
当社がシステム上で共通して設定する。各債権譲受人が変更することはできない。
- その他の文言  
各債権譲受人が個別に文言を作成し、各債権譲受人が変更可能である。  
但し、当社は、サンプル文に従って各債権譲受人が作成することを要請する（本照会書3(2)ウ①）。

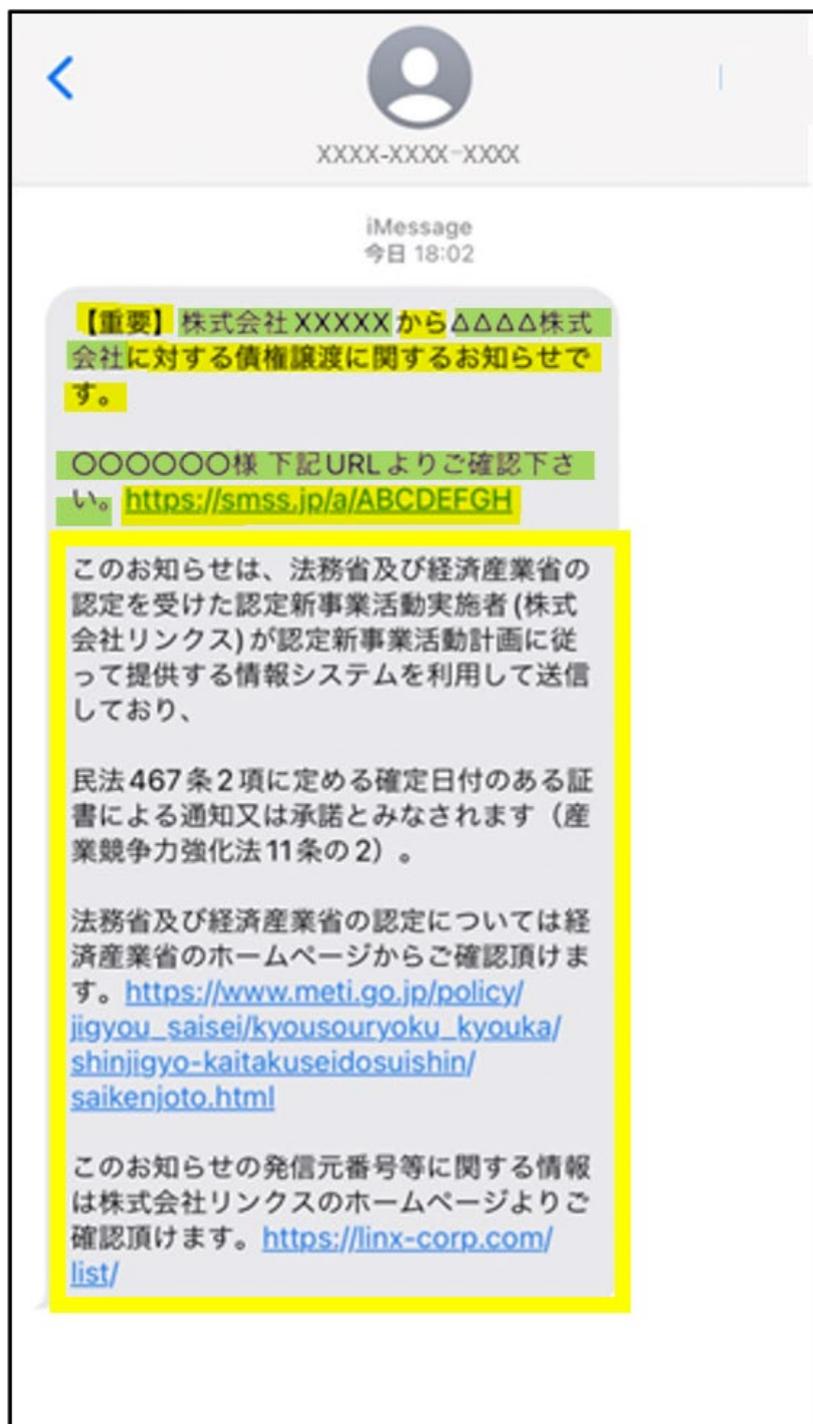
### (4) 回答完了画面について

- ヘッダの「△△△△株式会社」及び「△△△△カスタマーセンター」  
各債権譲受人が個別に固有名詞を設定する。
- その他の文言  
当社がシステム上で共通して設定する。各債権譲受人が変更することはできない。

### (5) PDF 文書の内容について

各債権譲受人が個別に文言を作成する。

挿入図①\_1



## 挿入図①\_2

△△△△株式会社 △△△△カスタマーセンター

---

このSMSは△△△△株式会社から発信しております。ご不明・ご不審な点がございましたらこのSMSの発信元番号をインターネットで検索・ご確認いただくか弊社代表電話03-0000-0000までご連絡お願いいたします。

お客様の生年月日を西暦8桁で入力してください。  
(例1980年1月1日は19800101)

認証 >

# 挿入図①\_3

△△△株式会社      △△△カスタマーセンター

## 債権譲渡のご通知兼貸金業法24条に基づくご通知及びご承諾のお願い

株式会社XXXX

△△△株式会社

拝啓、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、株式会社XXXX（以下「譲渡人」といいます。）は、お客様（以下「借主」と記載させて頂く場合がございます。）に対する下記「譲渡対象債権明細」記載の債権（以下「譲渡対象債権」といいます。）を有しておりますが、今般、下記「譲渡対象債権明細」記載の日において、△△△株式会社（以下「譲受人」といいます。）に対して債権譲渡を行いました。

記

下記の債権につきまして、本通知により次のお通りご通知申し上げますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

(1) 民法第669条に基づき、本書により借主に通知いたします。

(2) 貸金業法第24条第2項に基づき、本書により借主に通知いたします。

上記(2)の貸金業法第24条第2項に基づくご通知は、譲渡対象債権に関する貸付契約の内容、貸付契約を締結した貸金業者の名称・住所及び契約年月日、債権の譲受年月日、譲受債権額などをお知らせするものです。このご通知を書面の郵送に代えてPDFにより電子的にご提供することにご同意いただける場合には、以下より「同意する」にチェックし回答をご送信いただいた上「こちらをクリック」からPDFファイルをダウンロードし、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、画面下部のご説明も併せてご参照ください。

	譲渡対象債権明細
貸付日	XXXX年X月X日
貸付金額	XXXXXX円
貸付残高	XXXXXX円
債権譲渡のご通知兼貸金業法24条に基づくご通知ダウンロード	<a href="#">こちらをクリック</a>
ファイルパスワード	12345678
	●上記から債権譲渡のご通知兼貸金業法24条に基づくご通知ファイルを表示、ダウンロードしていただけます。
	●ダウンロードの有効期限は〇月〇日迄です。それを過ぎますとダウンロードできなくなりますので、期限までにダウンロードしてください。

以下の質問にご回答ください。（最後に必ず「回答を送信」を押してください。）

以下の質問にご回答ください。（最後に必ず「回答を送信」を押してください。）

債権譲渡のご通知兼貸金業法24条に基づくご通知を電子文書にてお送りすることにご同意していただけますか。ご同意後は、必ず「こちらをクリック」からご通知をダウンロードください。

同意する

同意しない

[回答を送信](#)

なお、上記ご通知について郵送をご希望の方は、以下より「同意しない」にチェックしご回答をご送信ください。また、「同意する」にチェックした方であっても、別途書面が必要な場合には同意の撤回が可能であり、その場合はお電話（電話番号）または「お問い合わせ」番号よりご連絡ください。ご利用の端末によっては「こちらをクリック」をクリックした後、端末上のポップアップで「ダウンロードしますか？」と表示がされる場合がありますので、必ず「ダウンロード」を選択してください。「ダウンロード」を選択しなかった場合、PDFファイルは、ご利用の端末の一時ファイル保存フォルダに保存されます。操作を誤った場合や保存されたPDFファイルが見当たらない場合には、改めて「こちらをクリック」から再びダウンロードしていただけます。

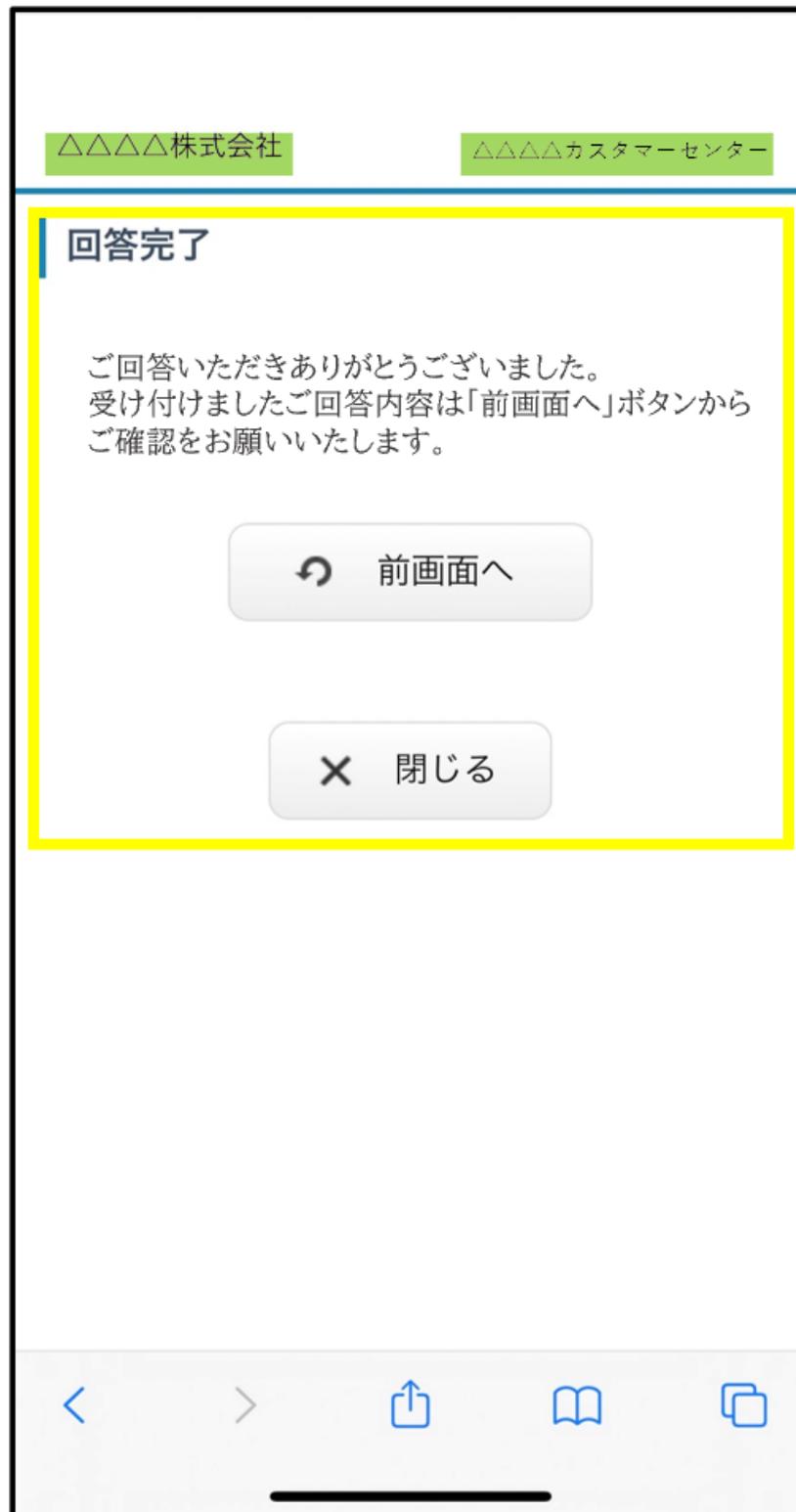
なお、「同意する」にチェックし回答をご送信いただいた上「こちらをクリック」をクリックした時点で、ご通知が電子的に提供されたとみなされますので、ご注意ください。

ご回答送信後は、ご回答結果のみが表示されます。「同意する」とご回答いただいた場合、上記ご通知は電子文書のみでの提供となります。ご不明な点、ご返済方法に関するご質問などございましたら弊社までお問合わせ下さい。

【受付時間は平日（月曜から金曜）午前9時から午後6時までとなります】  
お問い合わせ電話番号 03-0000-0000

[△△△株式会社](#)

挿入図②



挿入図③

債権譲渡のご通知兼貸金業法24条に基づくご通知

---

---

---

---

---

株式会社XXXXX  
△△△△株式会社

# sample

譲渡された債権 ●●●●●●●●

債権譲渡人 ●●●●●●●●

債券譲受人 ●●●●●●●●

譲渡年月日 ●●●●●●●●